

令和6年度概算要求について

(単位：百万円)

区 分	令和5年度 予算額	令和6年度 要求・要望額	比較増△減	
			金額	率
皇室費 皇室の御活動や皇室用財産の維持管理等に必要な経費など	6,708	6,566	△142	△2.1%
(項)内廷費	324	324	0	0.0%
(項)皇族費	260	264	4	1.4%
(項)宮廷費	6,124	5,978	△146	△2.4%
(組織)宮内庁 宮内庁の運営に必要な人件費・事務費など				
(項)宮内庁	11,577	11,950	372	3.2%
皇室費・(組織)宮内庁の合計	18,285	18,515	230	1.3%

※ 要求・要望額には「重要政策推進枠」7億8千4百万円を含む。

※ 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

【主な予算要求事項】

- 1 京都御所紫宸殿整備（Ⅲ期9カ年計画（第Ⅰ期第1年度））（※） 1億3千8百万円
（第Ⅰ期計画額11億2千7百万円）
- 2 宮殿春秋の間照明設備改修 9千4百万円

※「重要政策推進枠」による要望

(参考)

「三の丸尚蔵館の整備」及び「皇居東御苑大手休憩所（仮称）の整備」に係る令和6年度予算は、今後予算編成過程で検討される予定であり、皇室費の概算要求には未計上。なお、「三の丸尚蔵館の整備」経費については、これまで国際観光旅客税財源を充当（令和5年度予算額2億6千9百万円）。

【機構・定員要求】

1 機構

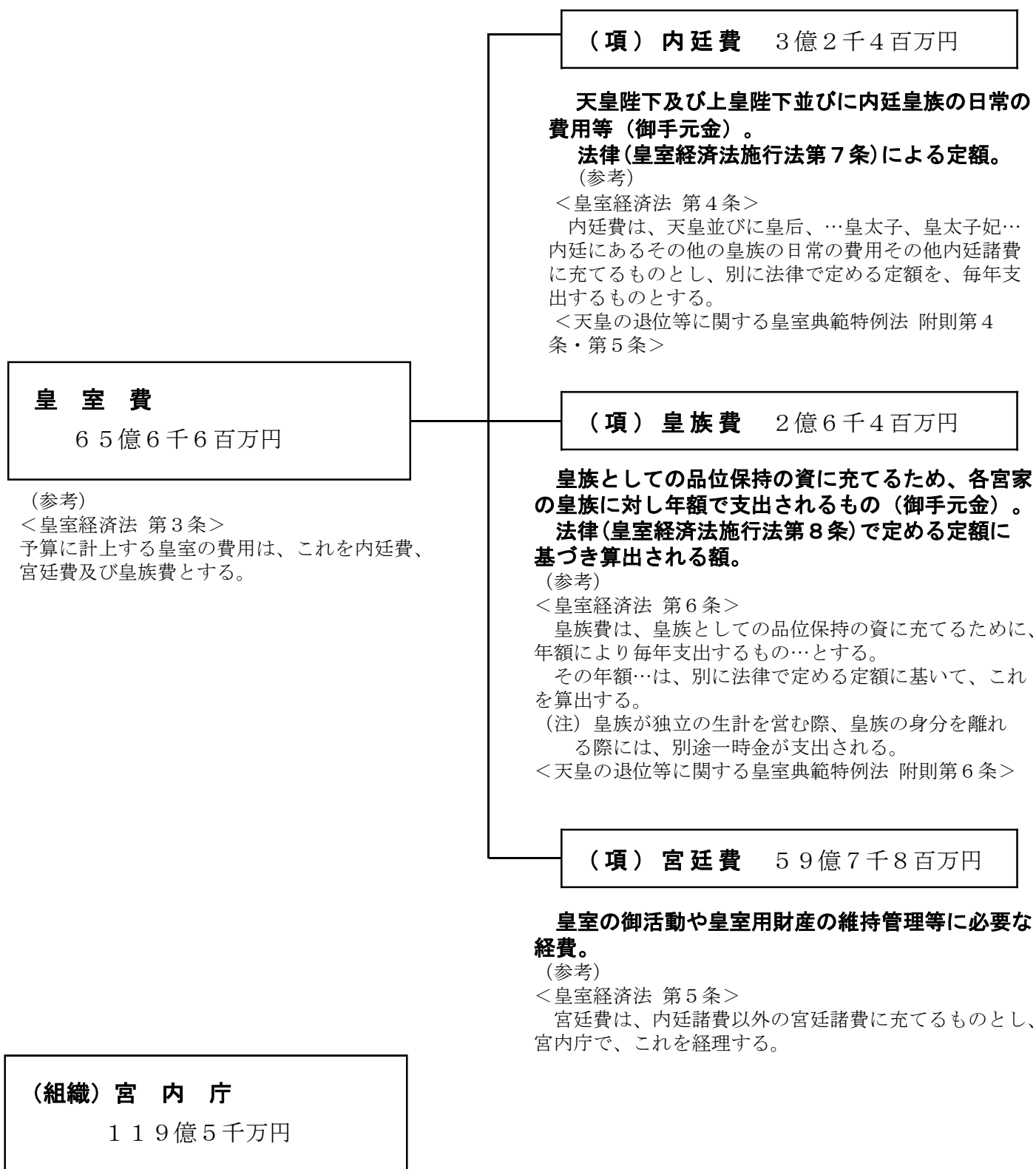
上皇侍医1人の新設（上皇職における医療体制強化）

2 定員

増員 9人（大手休憩所（仮称）の整備・保全体制の強化他）

減員 △ 7人

宮内庁関係予算の概要 (令和6年度概算要求)



皇室費

65億6千6百万円

(参考)

<皇室経済法 第3条>

予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。

(項) 内廷費 3億2千4百万円

天皇陛下及び上皇陛下並びに内廷皇族の日常の費用等(御手元金)。

法律(皇室経済法施行法第7条)による定額。

(参考)

<皇室経済法 第4条>

内廷費は、天皇並びに皇后、…皇太子、皇太子妃…内廷にあるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものとし、別に法律で定める定額を、毎年支出するものとする。

<天皇の退位等に関する皇室典範特例法 附則第4条・第5条>

(項) 皇族費 2億6千4百万円

皇族としての品位保持の資に充てるため、各宮家の皇族に対し年額で支出されるもの(御手元金)。

法律(皇室経済法施行法第8条)で定める定額に基づき算出される額。

(参考)

<皇室経済法 第6条>

皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの…とする。

その年額…は、別に法律で定める定額に基づいて、これを算出する。

(注) 皇族が独立の生計を営む際、皇族の身分を離れる際には、別途一時金が支出される。

<天皇の退位等に関する皇室典範特例法 附則第6条>

(項) 宮廷費 59億7千8百万円

皇室の御活動や皇室用財産の維持管理等に必要な経費。

(参考)

<皇室経済法 第5条>

宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるものとし、宮内庁で、これを経理する。

(組織) 宮内庁

119億5千万円

宮内庁の運営に必要な人件費・事務費など